

1. 市民活動やサポートセンターを取り巻く環境

(1)茅ヶ崎市総合計画（令和3年度から令和12年度まで）

- 行政運営の基本姿勢のひとつ「市民との関係の深化」内に「市民が力を発揮できる社会の構築」が位置づけ
→人口減少や少子高齢化の更なる進展など、社会構造が大きく変化する中、民間の団体や企業をはじめとする多様な主体がそれぞれの価値観で活動することで、社会的課題の解決に結びつくよう、相互の連携をコーディネートし、市民一人一人が自らの力を発揮できる社会を構築します。
- 行政経営の方向性の中に「市民主体のまちづくりの推進」が位置づけ
→誰もが地域の一員として、まちづくりに参画できるよう、積極的な情報発信や対話の場の創出等を促進します。
→様々な分野において活動する多様な主体がお互いの立場を尊重し、適切な役割分担のもと、連携・協力したまちづくりを推進します。

(2)今後の人口推計（令和2年国勢調査からの推計）

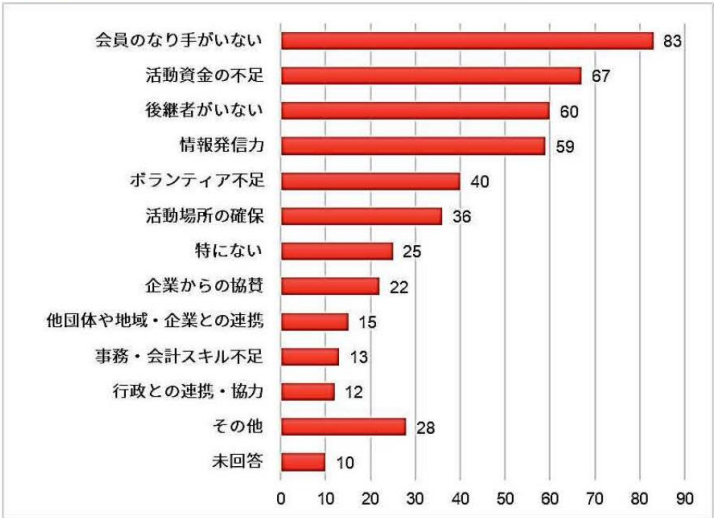
本市の人口は、令和7年の24万3188人をピークに減少傾向に転じると推計しています。

(3)市民活動団体等の数

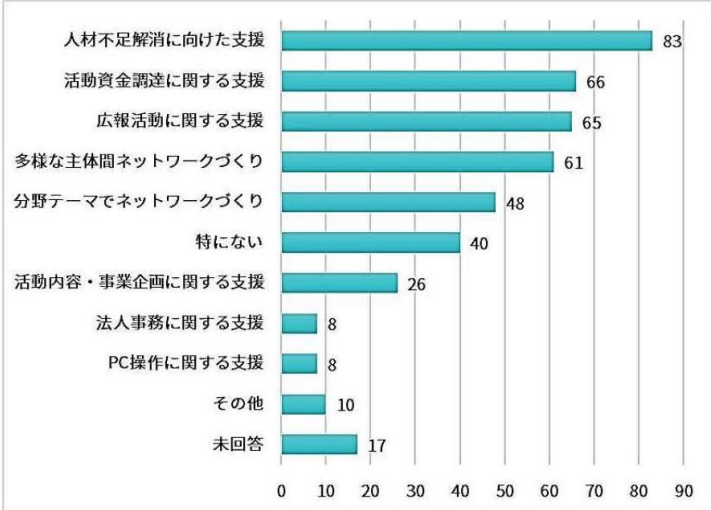
	R2	R5
市民活動データベース掲載団体数（市民活動サポートセンター）	309団体	308団体
主たる事務所の所在地が茅ヶ崎市であるNPO法人数（内閣府）	102団体	101団体

(4)2024年度市民活動に関する状況調査（アンケート）（抜粋）

Q6 現時点で団体が抱える運営上の困りごと（複数選択）



Q7 これから必要と思われる支援（複数選択）



Q13 団体支援につながる機能として、サポセンにもあったらいいなと、思うこと

●広報をさらに充実

- ボランティア募集情報紙の発行
- メンバー募集などを、他のグループなどと一緒に、広く一般の人の目につくところでやってほしい。
- 団体活動をサポセンの SNS などで紹介してもらうためにどうしたらよいか良くからず活用できていない感じ。
- HP に多くの団体の活動状況が一覧で確認できるようなページがあると、近い活動をしている団体に声を掛け連携しやすくなるのでは。
- 団体の活動状況がわかるようなページ(HP)にしてほしい
→**団体 SNS や館内掲示の団体メモリーファイルもご参考に！**

●団体同士のつながり支援、行政や企業への橋渡し

- ロータリークラブのような事業者の方々との団体と、ボランティア活動を主にしている団体とのつながりを作る機会をサポセンで設けてもらえるとうれしい。
- 企業代表者や役員との定期的な交流・意見交換会など
- 行政だけでなく地元企業との懸け橋になってもらえたら
- 事業型の NPO 団体等、同じカテゴリの団体と交流・連携の機会があると良い。
- 自治会や地域に活動を知らせる機会があれば（学習支援）
- 分野別に市民団体を集め、その分野の活動と市政の課題など話し合って情報交換し、市政につなげていく努力をすべき。

●団体の運営支援

- インキュベータープログラム・ソーシャルビジネスを展開するための伴走支援、休眠預金などとのマッチング
- 企業協賛金申請のアドバイス/サポート
- 学生ボランティアとの繋がりが気軽にできる仕組み
- 団体の事務的な部分をサポートしていただける、その事務の方とマッチングシステムなどあったら助かります！

●その他

- 個室（会議室）、パーティションなどの仕切り
- 聴覚に障害があるなど意思疎通が困難な方のためのコミュニケーション支援機器「レルクリア」、または筆談に使える電子メモパッド ・集音器（難聴者の方向け）
- 飲料の自動販売機→**マイボトル持参をお願いしますね！**
- 登録したばかりで具体的な利用も分かっていないのですが、だからこその個別面談もあると良いかな・ ・

Q14 其他のご意見

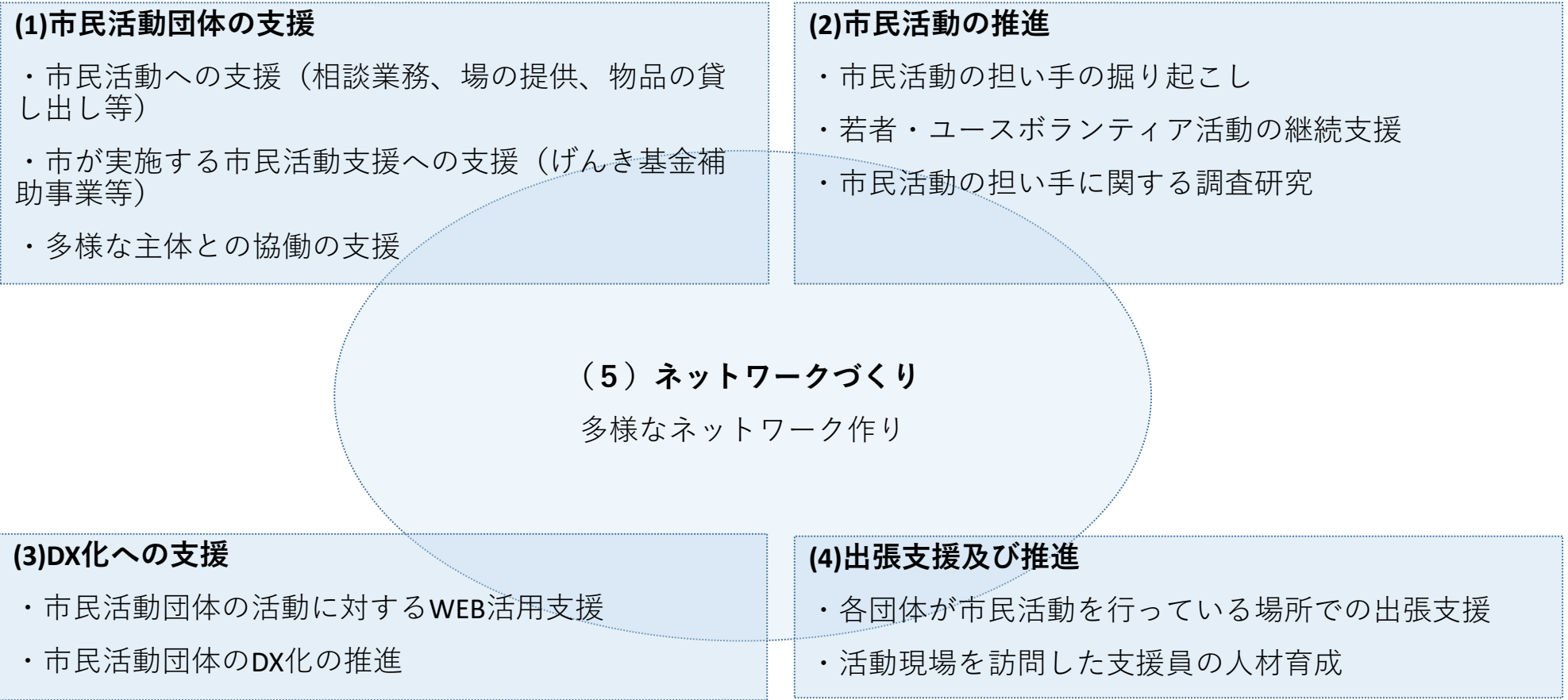
- 施設内がいつも綺麗で整っているので使用しやすい。
- 身近なものが身近な人を支える社会づくりのため、環境づくりに努力してほしい。
- いつも話を聞いていただき、活動拠点としても、活動を続けるための心の拠り所としても助けていただいています

茅ヶ崎市民活動サポートセンターの今後の方向性について

2. 今後のサポートセンター運営の方向性（案）

高齢社会、人口減少社会に加え、コロナ禍を乗り越えた社会において、市の魅力や活力において、市民の力は必要不可欠であり、市民活動サポートセンターは、市のまちづくりを推進するために重要なものであり、今後においても、市民活動の支援が必要です。

社会状況が変化する中、令和8年度以降の運営するための方向性をまとめました。



4. 次期指定管理者の選定

指定管理者	公募により選定する【指定管理者制度導入に関する基本的考え方より】
指定管理期間	2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日まで
指定管理料	未定

年度	内容
令和6年度	・指定管理者へのヒアリング ・指定管理者選定等委員会へモニタリング結果報告。 ・指定管理の方向性（事務局案）について市民活動推進委員会から意見聴取。 ・事務局において募集要項（案）の作成。
令和7年度	・募集要項（案）を指定管理者選定等委員会※にて審議。 ・募集要項を確定後、募集開始。 ・指定管理者選定等委員会※にて審査。 ・令和7年度中の指定管理者指定議決。

※指定管理者選定等委員会：指定管理者の候補者の選定、指定管理者の行った管理に係る評価、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止その他市長又は教育委員会が必要と認める事項につき市長又は教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するもの